

# 創立 100 周年記念募金のお願い

加藤学園高等学校は 2026 年（令和 8 年）に創立 100 周年を迎えます。

今回、創立 100 周年を迎えるにあたり、本校としても更なる飛躍を目指すべく、社会の変化に対応した学園の役割を再確認し、教育研究活動の充実や教育環境の整備に積極的に取り組んでいきたいと考えているところです。

つきましては、皆様方からの温かいご支援・ご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。



加藤学園高等学校 校長  
加藤 瑠美子

**1. 募金名称** 加藤学園高等学校創立 100 周年記念募金

## 2. 資金使途

教育研究活動の充実や教育環境の整備等のための経費として活用させていただきます。特に創立 100 周年記念事業として現在工事に着工している加藤学園アリーナ・生徒徒ホール(仮称)の建築工事資金の一部として活用させていただきましたら幸いです。



加藤学園アリーナ イメージ図



生徒徒ホール（仮称） イメージ図

**3. 募金目標額** 3,000 万円

**4. 募集期間** 2026 年（令和 8 年）年 6 月 11 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 19 日

**5. 募金対象** 在校生保護者・卒業生・本学園教職員・関係各位  
趣旨にご賛同いただける全ての皆様

**6. 募金額** 個人・法人いずれも 3,000 円以上（1000 円単位でお願いいたします。）  
多くの皆様のご協力を賜ることができましたら幸いです。なお、ご寄付をいただいた方には、後日ささやかではありますが返礼品をお送りさせていただきます。

## 7. 募金方法

ご支援をいただける場合は、下記のいずれかの方法でお願いいたします。なお、ご寄付のキャンセルには対応できかねますのでご了承ください。

## (あ) インターネットでのお申し込み（個人の方対象）

下記サイトにて必要事項を入力の上、決済方法をお選びください。

<https://mirai-compass.net/dnt/katogkh/common/dntEntry.jsf>

- ① miraicompass（ミライコンパス）Web 申込フォームに寄付者情報を入力
- ② お支払方法を選択（クレジットカード／コンビニエンスストア／ペイジー）
- ③ 入力内容を確認後、[上記内容で申込む] ボタンをクリック
- ④ お申し込み完了（申込完了メールが自動送信されます）
- ⑤ 本校入金確認後、「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」を郵送します。

※ 恐れ入りますが、支払いに係る事務手数料のご負担をお願いいたします。

### 【注意事項】

- ① 寄付金受領証明書の受領日は寄付金が本校に入金された日となります。
- ② なお、決済代行処理の関係で、支払方法を問わず 12/9 までの決済分が年内の入金となります。12/10 以降の決済分は入金及び受領日が翌年となり、寄付金の控除も翌年の対象となりますのでご承知おきください。
- ③ 新入生保護者様からの寄付金について新入生（本校・加藤学園幼稚園・加藤学園暁秀初等学校・加藤学園暁秀中学校・高等学校）保護者の方で入学年度の4月から12月に寄付金を行っていただいた場合、税法上所得税の寄付金控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

## (い) 窓口受付でのお申込み（個人の方・法人の方対象）

現金を直接加藤学園高等学校事務室へお持ちいただき窓口で寄付をいただきます。受付可能な時間は平日の8：30～16：00とさせていただきます。

※ 加藤学園幼稚園・加藤学園暁秀初等学校・加藤学園暁秀中学校・高等学校の方はそれぞれの事務室でも受け付けます。

## (う) 現金書留の場合（個人の方・法人の方対象）

日本郵便が指定した専用の「現金書留封筒」を使い、加藤学園高等学校事務室までお送りください。

## (え) 銀行振込の場合（個人の方・法人の方対象）

指定の振込用紙はありません。下記の口座に、銀行窓口・ATM・インターネットバンキング等によりお振り込みください。なお、振込手数料は寄付者様のご負担となりますのでご了承ください。

なお、お手数ですが、税制上の優遇措置をご希望される方は「加藤学園高等学校創立100周年記念募金申込用紙」をダウンロードの上、加藤学園高等学校事務室までEメールまたはFAXにてお送り下さい。「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」を振込確認後に送付させていただきます。

スルガ銀行 本店営業部 普通 3844215

学) 加藤学園 加藤学園高等学校創立100周年寄付金口

加藤学園高等学校創立100周年記念募金申込用紙のダウンロード

[PDF データはこちら](#)

[Word データはこちら](#)

## 8. 税制上の優遇措置について

学校法人加藤学園は「特定公益増進法人」としての証明を受けております。

本学園に対し、個人法人を問わず寄付をされた場合、税制上の優遇措置を受けることができます。

### (あ) 個人からの寄付金の場合

#### A. 所得控除制度

個人の方が本学園に対して寄付された場合、「特定公益増進法人」に対する寄付金に該当します。

寄付金額が 2,000 円を超える場合は、以下の計算方法で寄付控除として所得から控除できます。本学園で発行する「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書」(写し)を添付し、確定申告を行ってください。

#### ■ 所得控除額

$$\text{寄付金控除額} = (\text{寄附金額} \times 1 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} \times 2$$

※1. 控除対象となる寄付金額は年間総所得額等の40%が上限となります。

※2. 所得税率は、課税所得額によって異なりますので、ご確認ください。

#### B. 個人住民税

お住いの自治体によっては、確定申告の際に合わせて申告することにより、個人住民税の寄付金控除を受けることができます。詳細につきましては、お住いの都道府県、市区町村にご確認ください。控除には本学園で発行する「寄付金受領証明書」「特定公益増進法人証明書」(写し)が必要となります。

#### ■ 優遇措置を受ける流れ (個人からの寄付金の場合の手続き)



ご寄付いただいた翌年の確定申告期間（例年 2 月中旬～3 月中旬）に所轄税務署にて確定申告してください。

本学園発行の「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」について、どちらも入金確認後、本学園より郵送いたします。

### （い）法人からの寄付の場合

本学園は「特定公益増進法人」の証明を受けており、法人の寄付の場合、原則として下記の計算式により限度額の範囲内で損金算入が認められています。

#### ■ 特定公益増進法人への寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

※ 限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金先への寄付として損金算入ができません。

#### ■ 一般寄付金の損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/4$

#### ■ 法人からの寄付金の場合の手続き

減免手続きに必要な書類である本学園発行の「寄付金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書（写し）」について、どちらも入金確認後、本学園より郵送いたします。税制の詳細につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。

### （う）任意団体（法人格を持たない団体）の場合

団体・グループに対する税制上の優遇措置は原則としてありませんが、団体・グループとしてご寄付をいただく場合、代表の方が個々の賛同者情報を取りまとめて学園所定の様式でお申込みいただければ、賛同者別に寄付金受領証明書を発行させていただきます。この場合、個人としての税制上の優遇措置を受けることができます。

## 寄付に関するお問い合わせ先

加藤学園高等学校創立 100 周年記念実行委員会  
(加藤学園高等学校事務室内)

〒410-0022 静岡県沼津市大岡自由ヶ丘 1979

TEL : 055-921-0347      FAX : 055-924-4733